

読書コーナー

人生がときめく片づけの魔法

著者 近藤麻理恵
出版 河出書房新社



年末の休み中、大掃除を機に断捨離関係のユーチューブを見ていたら必ずと言っていいほど出てくる「コンマリ」というワード。前々から興味を持っていた「ミニマリスト」、この方々の多くの原点は近藤麻理恵さんという方の本を読んだことだったので、ずっと気になっていました。

書類や物を多く貯めがちな私は、今までどう頑張ってもすぐ散らかるし、分かる様な配置があれば何も問題ないと思っていましたので、片付けの力を正直なめていました。ただ、家の中を劇的に片付けると人生も劇的に変わる、一度片づけたら絶対に元に戻らないと紹介されており、本当なのかと半信半疑な中、そうなれるのであればと思いこの本を手に入れました。

片づけは祭りであって毎日するものではない、まずは捨て

るを終わらせる、片づけをするときは「捨てるものを選ぶ」ではなく、「残すものを選ぶ」が肝心、そして残すものを見極める方法は、手にとって触れてみて「ときめく」かどうか。

今までは、使えるかどうかやあれば使うという感覚で物を取っておいたので、実際にこのときめくかどうかで判断したところ、例えば洋服は着ると思っていたけど1年以上着ていない、その理由は外に着ていくのがイマイチ、それがときめかないというものだと気づきました。またいつの間にか、2軍落ちしたパジャマ代わりになった服、これもパジャマはパジャマで買い、整理する事が重要なのだとこの本から教わりました。物もそうです。いつか使おうと思っていた物も結局は1年以上手にする事がなく、見えないように隠していた物も多くありました。

この本を読んで、昨年12月31日は大量に高浜クリーンセンターと売れる物はセカンドストリートへ持って行って処分しました。

まだまだ、色々と残っていますが、このときめき基準を持ち、自分が本当に好きなものや自分が本当にやりたいことに時間と気持ちを注げる生活を送っていきたいと思います。

(文責:堤)

新入社員紹介



高橋 静香

1月から入社いたしました、会計事務部3課の高橋静香と申します。

出身は岩手県北上市、前職では群馬県内で戸建ての住宅営業をしておりました。

趣味は観葉植物（60種類ほど育てています）と食器集め、ペットの猫と過ごす時間が何よりの楽しみです。

未経験ではございますが、少しでも早く業務を覚え、皆様のお力になれるよう精進して参ります。

今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



編集後記

2月といえば立春。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。風邪などひかないように、ご自愛ください。

かなた新聞

KANATA SHINBUN

令和7年
2月1日発行
第187号

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 TEL:027-364-5568

群馬MS&Aセンター TEL:027-364-8040

相統手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

3-72-200 群馬県群馬市高崎1-1-1 TEL:027-364-5568 FAX:027-364-5569 URL: http://www.kanata-shinbun.jp E-mail: kanata@kanata-shinbun.jp



所長挨拶

春寒の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

1月20日に母が96歳で他界しました。この場をお借りして、通夜・葬儀に参列して頂いた方、供物や供花を手向けて頂いた方にあらためて心から御礼申し上げます。

少し母の事を書かせて頂きますと、母は昭和4年に高崎市と合併する前の中川村大字小八木字葎貝戸の農家の二女として生まれました。昭和4年がどういいう年だったのか少し調べてみますと、10月にニューヨークのウォール街で株が大暴落し世界大恐慌が発生した年です。翌年には日本でも浜口内閣が実行した金解禁によって昭和の大恐慌が引き起こされていますから、群馬の田舎にいたとはいへ何らかの影響を受けたことでしょう。

大戦中は女学校で毎日アメリカに飛ばす風船爆弾や戦闘機の補助燃料タンクを作っていたようで、後になって考えてみればあんな物で勝てるはずがないとよく言っていました。

戦後、税務署職員だった父と結婚した後は、専業主婦として家事・育児に専念していたわけですが、昭和48年に父が税理士として開業してからは事務長として一緒に仕事をしておまし

た。事務所の古くからのお客様は、その頃からお付き合い頂いた方も多くいらっしゃると思います。

父が平成2年に66歳で亡くなり、私が東京から戻って事務所を引き継いでからも事務長として働き続け、運転免許返納の歳まで事務所に出来ていました。

ある日私の携帯に電話を掛けてきて「家で転んで足が動かないので来てくれ」というので行ってみますと、私の力だけではまったく動かせない状況でした。やむを得ず救急車を呼んで高崎総合医療センターに運んでもらい診察した結果、大腸骨骨折で手術が必要との事。手術は成功したものの寝たきりになったら困るなど思っていたら、その後リハビリに励んで見事に復活。昭和の始め生まれはたいしたものだとつくづく思いました。

さすがに一人暮らしは心配なので、生まれ育った地でもある小八木町のサービス付き高齢者向け住宅「レスビ小八木」に預かって頂きました。

小八木内科の塚越先生はじめ職員の皆様には大変よくして頂いてずっと元気になっていたのですが、亡くなる5日ほど前から急に食事を取らなくなり、寝ている間に息を引き取りました。まさに天寿を全うしたと思わせる臨終でした。

長い間お付き合い頂いた方には大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

幸せな人生だったと思います。

立春を迎えたとはいえまだまだ寒さは続きます。

皆さまには十分にご自愛の上毎日をお元気に過ごされますよう心よりお祈り申し上げます。



- P1 所長挨拶・目次
- P2 税務トピックス
- P3 Q&Aコーナー
- P3 将軍の日

- P4 読書感想文
- P4 新入社員紹介
- P4 編集後記



【税制改正】

大学生の扶養控除は年収103万円→150万円に拡大!

2024年12月20日、自民・公明両党は「2025年度税制改正大綱」を公表しました。以前から世間の関心を集めていた「年収の壁」問題について、いくつか改正内容が盛り込まれましたが、現時点では国民民主党が主張していた178万円には達しておらず、今後も議論を継続するとされています。それに対し、19～22歳の扶養控除については年収の壁が大幅に拡大されており、大学生の子を持つ家庭にとってはメリットの大きい改正といえるでしょう。

大学生は年収103万円→150万円の壁へ

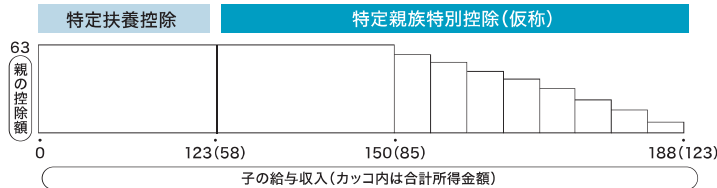
これまで、扶養控除の対象となるのは「給与年収103万円以下」とされてきましたが、今回の税制改正によって「特定親族特別控除」が新設され、19歳から22歳までの扶養親族については、2025年以降は「給与年収150万円以下」に引き上げられます。

主に大学生の子などがこの特定親族特別控除の対象となり、年収150万円以下であれば、これまで通り扶養控除を受けることができます。

今回の改正により、多くの大学生がより多くの収入を得ながら、親としても扶養控除の恩恵を受け続けることが可能となります。

「150万円の壁」を越えても一定の控除は受けられる

さらに「特定親族特別控除」では、年収150万円を越えた場合でもすぐに扶養控除の額がゼロになるのではなく、超過するほど控除額が徐々に減少する仕組みとなっています。

19～22歳の特定扶養控除の見直しイメージ
(所得税の場合、2025年から。単位:万円)

そのため、万が一大学生の子が150万円を超えて働いた場合でも、親の税負担が急激に増加しないような制度設計といえるでしょう。

2025年度税制改正大綱が発表され、注目を集めた「年収の壁」に関する改正内容が盛り込まれました。19～22歳の扶養控除については、年収150万円にまで範囲が拡大されることで、大学生がより多く働ける環境となります。

一方で、税金計算はますます複雑化しており、今後の年末調整手続きにも少なからず影響が及ぶことでしょう。

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



当社は、中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)への加入を検討しています。その制度の掛金についての法人税法上の取扱いが変更になると聞きましたので、その概要を教えてください。

A 令和6年度税制改正により、令和6年10月1日以後に、中小企業倒産防止共済契約の解除があった後再加入した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する中小企業倒産防止共済掛金については、法人税法上の損金に算入できないこととされました。詳細は下記解説をご参照ください。

【解説】

1. 中小企業倒産防止共済掛金の損金算入制度の概要

法人税法上、法人が、各事業年度において、長期間にわたって使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金(中小企業倒産防止共済の掛金など)を支出した場合には、その支出した金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入すると定められています。

2. 令和6年度税制改正による制度改正が行われるに至った背景

中小企業庁によれば、平成23年10月に中小企業倒産防止共済の掛金積立限度額が増額(320万円→800万円)されて以降、共済金貸付の発生は減少傾向にあるにも関わらず、加入が増加しているとの指摘されています。

また、中小企業倒産防止共済の解約手当金の支給率が100%となる加入後3年目・4年目に解約数が大きくなっており、近年その傾向が特に顕著になっていることから、直近では任意解約件数のうち約33%が3年目・4年目に解約する状況であり、さらに、解約してすぐに再加入する行動変容が発生していることから、加入・脱退件数の増加の一因になっているとも指摘されています。

上記の傾向は、上記1.の制度を利用した節税を目的とする加入とそれを指南する情報源(書籍、YouTubeなど)によるものと推定されていますが、中小企業庁は、このような傾向について、「脱退・再加入は、積立額の変動により貸付可能額も変動することとなり連額面への備えが不安定となるため、本来の制度利用に基づいた行動ではない」と指摘しています。

その結果、令和6年度税制改正により、上記1.の制度についての改正が実施されることとなりました。

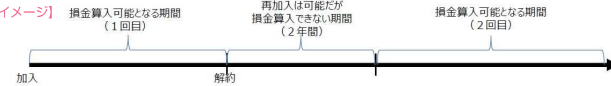
3. 令和6年度税制改正による制度改正の内容

令和6年度税制改正により、上記1.の規定は、法人の締結していた中小企業倒産防止共済の共済契約につき解除があった後、(再度)共済契約を締結したその法人がその解除の日から同日以後2年を経過する日までの間にその共済契約について支出する掛金については、適用しなくなり改められました(※)。

なお、この改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用されます。

(※)所得税についても同様の改正が行われています。

【改正のイメージ】



【出典】中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kyousai/022/002.pdf>

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

「将軍の日」とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦術・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ: かなた税理士法人
027-361-5568 担当: 森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営Tasseiとは「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とされたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から